

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付

## 給付奨学金確認書

提出用

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2023年度給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、定期的に適格性の審査があり、その審査により、成績不振や品行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。貴機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z	D	2	3	提出年月日(西暦)									
						年	月	日							
申込者本人	学校名		学部・課程・分野		学科・専攻		学籍(学生証)番号								
	フリガナ		〒		電話番号(自宅)		( )								
	氏名		現住所		電話番号(携帯)		( )								
	漢字		生年月日		昭和・平成		年		月		日		性別(任意)		男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍		b 法定特別永住者		c 永住者		d 定住者(永住の意思がある者に限る)		e 日本人の配偶者等		f 永住者の配偶者等		※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入( )年( )月	

※「申込者本人」欄は、申込者本人(あなた)が記入してください。

生計維持者	1	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄			
		現住所	(〒 - )								
2	氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄				
	現住所	(〒 - )									
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)									

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人(あなた)のいずれかが記入してください。

※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人控用にコピーを取り大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

# 1. 給付奨学金の支給に係る事項

## 【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたと生計維持者の収入状況等に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要に応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額<sup>★1</sup>＝課税標準額×6%－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)<sup>★2</sup>(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用(希望)者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

## 【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用され、支給が認められた年月分から正規の卒業予定年月まで、世帯の収入状況等に基づく支援の区分(第Ⅰ～第Ⅲ区分)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円(33,300円)	66,700円	38,300円(42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円(22,200円)	44,500円	25,600円(28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円(11,100円)	22,300円	12,800円(14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円(25,800円)	34,200円	26,700円(35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円(17,200円)	22,800円	17,800円(23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円(8,600円)	11,400円	8,900円(11,700円)	14,500円	

(注1) 自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その振込反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等(※)から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額(年額)が原則として年1回振り込まれます。

(注4) 給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借入金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

## 【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付始期からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は返金を求める場合があります。なお、定期的に機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容に関わらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

## 【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定(適格認定)が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

① 学業成績が次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。(懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。)

(1) 退学・除籍・停学(無期又は3か月以上)の処分を受けた場合

(2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること(上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く)。

② 奨学金支給期間中、3か月ごと(収入証明書類は見直し回数を重ねるごとに累加され、提出した収入証明書が12か月分以上となった後は1年ごと)に、機構があなたとあなたの生計維持者の収入状況等やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

# 2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

給付奨学生に採用されなかった場合、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

# 給付奨学金申請書（家計急変採用）

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、家計を急変させる予期できない事由が生じたため、裏面「収入に関する証明書類のチェックシート」の該当項目にチェックを記入したうえで、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）を申請します。

記入日（西暦）	年	月	日
---------	---	---	---

「マイナンバー提出書」に記載されているIDを記入（下6桁を続けて記入）※パスワードを記入しないこと

申込ID	Z	D	2	3						
------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

## 申請者本人

所属する学校名					
氏名	カナ（姓）			カナ（名）	
	漢字（姓）			漢字（名）	
生年月日（西暦）	年	月	日生	学籍番号	

## 家計急変事由（口欄は✓を記入）

家計急変の事由が生じた生計維持者（原則父母、 父母がいない場合は生計を維持する主たる人）		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
		<input type="checkbox"/> その他(あなたとの続柄) (      )
事由（該当する事由を○で囲む）		確認後に✓を記入
A	生計維持者の一方（又は両方）が死亡	死亡事由の場合、亡くなられた方が「家計急変事由が生じた生計維持者」となります。
B	生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	スカラネット入力完了日時点においても就労困難の状態が引き続いており、就労はしていません。
C	生計維持者の一方（又は両方）が失職（「非自発的失業」の場合に限る。）	スカラネット入力完了日時点で再就職や起業をしていません。
D・① D・② D・㊦	生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 上記A～Cのいずれかに該当し、A～Cの証明書を提出することができない。 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	スカラネット入力完了日時点においても被災により家計急変が継続しています。
E	本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等入所等することとなった	スカラネット入力完了日時点においても保護施設等に入所等しています。
家計が急変した事由が発生した年月日（西暦）		年      月      日

提出年月日 20      年      月      日

学校名

関係課長(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号（担当者名）	学校番号	区分
-      - (      )	.....	.....

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

# 収入に関する証明書類の チェックシート



- ・(1)～(4)のうち、あなたが提出する証明書で該当するものは全てチェックしてください。
- ・(5)は全員確認のうえ、チェックしてください。

## (1) 給与明細書、賞与明細書、役員報酬明細書等を提出する場合（該当者のみ）

チェック項目	チェック欄
月ごとの給与明細書、賞与明細書、役員報酬明細書等を用意しましたか（通帳コピーは不可）	
氏名の記載はありますか	
勤務先名の記載はありますか	
支払日または●月分であるかが明記されていますか	
印字は鮮明ですか	
コピーの際、文字等は切れていないですか	
複数の勤務先から収入がある場合、全ての勤務先の給与明細書・賞与明細書、役員報酬明細書を用意しましたか	
勤務先を退職した場合、退職の事実関係が確認できる証明書（退職証明書等）を用意しましたか	

## (2) 帳簿を提出する場合（該当者のみ）

チェック項目	チェック欄
月ごとの帳簿を用意しましたか（通帳コピーは不可）	
帳簿は所得の種類ごとに用意しましたか	
「自営業等の所得金額計算書」を用意しましたか	
「自営業等の所得金額計算書」に事業所名（屋号）を記入しましたか	
「自営業等の所得金額計算書」の所得の種類に○を記入しましたか	
帳簿から「自営業等の所得金額計算書」に転記した「売上」「経費」「所得」が分かるよう、帳簿の該当箇所に印を付けましたか	
確定申告の際、経費計上が認められていないものを経費に含めていませんね	
役員報酬、専従者給与を受けてはいませんか	
廃業をした場合、廃業の事実関係が確認できる証明書（廃業証明書等）を用意しましたか	

## (3) 月ごとの年金が確認できる書類（年金振込通知書等）を提出する場合（該当者のみ）

チェック項目	チェック欄
月ごとの年金が確認できる書類を用意しましたか （通帳コピーは不可。紛失等でお手元がない場合は発行元にご相談ください）	
支払日または●月分であるかが明記されていますか	
氏名の記載はありますか	
印字は鮮明ですか	
コピーの際、文字等は切れていないですか	

## (4) 譲渡所得や一時所得等、継続的な所得ではない場合（該当者のみ）

チェック項目	チェック欄
金額と受取日が確認できる書類を用意しましたか（通帳コピーは不可） （例）不動産や土地の売買契約書、満期学資金支払い完了通知、年金払積立傷害保険税務処理のご案内、社員持株会退会に伴う退会者返還金の明細、厚生年金基金の脱退一時金の支払いに係る通知	
氏名の記載はありますか	
印字は鮮明ですか	
コピーの際、文字等は切れていないですか	

## (5) 最後に（全員必須）

チェック項目	チェック欄
未申告の所得はありませんか	
未提出の収入証明書類が判明した場合は、さかのぼって支援区分が修正となり、超過支給分の返金が必要となる場合があります（虚偽の申告が判明した場合は、1.4倍の返金が求められる場合があります）	

\*記入漏れや記入不備（どの項目に対するチェックが判別できない等）があると、本申請書を再提出する必要が生じますので、よく確認したうえで提出してください。